

# 山梨県公報

第千三百七号

平成十四年

七月二十五日

木曜日

## 目次

告示

土地収用事業の認定……………三九五

道路の区域変更……………三九五

建築基準法に基づく道路位置指定……………三九五

字の区域変更……………三九六

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し……………三九七

落札者等の決定について……………三九七

特定非営利活動法人の設立の認証申請(二件)……………三九七

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三九八

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三九八

換地処分の届出……………三九九

公安委員会……………三九九

平成十四年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について……………三九九

遊技機の型式の検定……………四〇〇

## 告示

### 山梨県告示第三百八号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第二十条の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称 芦川村
- 二 事業の種類

- 三 (仮称)鶯宿ふれあいプラザ及び高齢者向け住宅(シルバーホーム)建設事業  
起業地  
収用の部分 東八代郡芦川村大字鶯宿字天神原地内  
使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所  
芦川村役場振興課

### 山梨県告示第三百九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡中地域振興局建設部において、この告示の日から平成十四年八月十五日まで一般の縦覧に供する。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 今諏訪北村線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
中巨摩郡白根町大字西野字道下一六七一 番の地先から 中巨摩郡白根町大字西野字道下一七〇五 番地先まで	八・五 一〇・〇	九・〇 一〇・〇		五〇・五

### 山梨県告示第三百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の位置 都留市田原一丁目五二〇番一
- 二 道路の幅員 六・〇メートル

三 道路の延長  
五十五・九五メートル

山梨県告示第三百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
<p>大字浅尾字西古新田一六一四の一部、一六一九の一部、一六三五の一部、一六三六の一部、一六四八の一部、一六五〇の一部、一六五三から一六五五までの各一部、一六七六の一部、一六七七の一部、一六八〇の一部、一六八一、一六八二、一六八三から一六八五までの各一部、一六八七、一六八八、一六九〇の一部、一六九一の一部、一七〇五の一部、一七〇六の一部、一七〇七から一七一三まで、一七一四の一部、一七一六の三及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地の全部</p>	<p>大字浅尾新田字長坂</p>

<p>大字浅尾新田字枋沢三九三の二の一部、三九六の二の一部、四〇七の二の一部、四〇七の二の一部、四一四の二の一部、四一五の二の一部、四五二の二の一部、四七五の二の一部、四七六の二の一部、四八〇の二の一部、四八一の二の一部、四八二の二の一部、五三二の二の一部、五三三の二の一部、五三五の二の一部、五三七から五四〇までの各一部、五六〇の二の一部、五六二から五六四までの各一部、六四三の二の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字浅尾新田字陣場一六六の一部、一六七、一七二の二、一七三から一七五までの各一部、一七六の二の一部、一七七の二の一部、一七八の二の一部、一七九の二の一部、一八一の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字下神取字神取六一六の二の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部</p>	<p>大字浅尾新田字長坂六七九、六八〇、七〇五の一部、七〇七の一部、七一一の一部、七一一四の一部、七一一五の二から七一一五の三までの各一部、七二二の一部、七三〇の二の一部、七三一の二の一部、七三二、七三三の二の一部、七三四の二の一部、七四〇の一部、七四二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字浅尾新田字長坂七八〇の二の一部、七八三の二の一部、七八四、七八五の二の一部、七八六の二の一部、七八七、七八八の二の一部、七九八の二の一部、八〇〇から八〇二までの各一部、八〇五の二の一部、八一四の二の一部、八一五の二の一部、八一六、八一七の二の一部、八一八の二の一部、八二八の二の一部、八四三の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大字浅尾新田字東古新田</p>	<p>大字浅尾新田字西古新田</p>
---	---	---	---	--	--------------------	--------------------

大字浅尾新田字枋沢六四八の一部及びこの区域に隣接する道路である国有地の一部並びに六四八の地先の国有地の一部	大字浅尾新田字枋沢
大字浅尾新田字陣場一一七三から一一七五までの各一部及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の一部	大字浅尾新田字陣場
大字浅尾新田字古屋敷三九四〇の五、三九五七の三、三九五八の四、三九七一の三	大字浅尾新田字古屋敷
大字浅尾新田字長坂九八三の二の一部、九八三の二の一部、九八四の一部、九八五の一部、九八七の一部、九八八から九九〇まで、九九一の二から九九一の三まで、九九二の一部、九九三の一部、九九四の二の一部、九九五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部	大字浅尾新田字枋沢
大字浅尾新田字枋沢五六四に隣接する字長坂の水路である国有地の一部	大字浅尾新田字枋沢
大字下神取字浦田三九三の二、三九五の二の一部、四一〇の三	大字下神取字神取
大字浅尾字西古新田一七一四の一部	大字下神取字神取
大字浅尾新田字長坂六九九の一部、七〇一の一部、七〇五の一部、七〇九の一部、七一一の一部、七一一の二の一部、七一一の三の一部、七一一の四の一部、七一一の五の一部、七一一の六の一部、七一一の七の一部、七一一の八の一部、七一一の九の一部、七一一の十の一部、七一一の十一の一部、七一一の十二の一部、七一一の十三の一部、七一一の十四の一部、七一一の十五の一部、七一一の十六の一部、七一一の十七の一部、七一一の十八の一部、七一一の十九の一部、七一一の二十の一部、七一一の二十一の一部、七一一の二十二の一部、七一一の二十三の一部、七一一の二十四の一部、七一一の二十五の一部、七一一の二十六の一部、七一一の二十七の一部、七一一の二十八の一部、七一一の二十九の一部、七一一の三十の一部、七一一の三十一の一部、七一一の三十二の一部、七一一の三十三の一部、七一一の三十四の一部、七一一の三十五の一部、七一一の三十六の一部、七一一の三十七の一部、七一一の三十八の一部、七一一の三十九の一部、七一一の四十の一部、七一一の四十一の一部、七一一の四十二の一部、七一一の四十三の一部、七一一の四十四の一部、七一一の四十五の一部、七一一の四十六の一部、七一一の四十七の一部、七一一の四十八の一部、七一一の四十九の一部、七一一の五十の一部、七一一の五十一の一部、七一一の五十二の一部、七一一の五十三の一部、七一一の五十四の一部、七一一の五十五の一部、七一一の五十六の一部、七一一の五十七の一部、七一一の五十八の一部、七一一の五十九の一部、七一一の六十の一部、七一一の六十一の一部、七一一の六十二の一部、七一一の六十三の一部、七一一の六十四の一部、七一一の六十五の一部、七一一の六十六の一部、七一一の六十七の一部、七一一の六十八の一部、七一一の六十九の一部、七一一の七十の一部、七一一の七十一の一部、七一一の七十二の一部、七一一の七十三の一部、七一一の七十四の一部、七一一の七十五の一部、七一一の七十六の一部、七一一の七十七の一部、七一一の七十八の一部、七一一の七十九の一部、七一一の八十の一部、七一一の八十一の一部、七一一の八十二の一部、七一一の八十三の一部、七一一の八十四の一部、七一一の八十五の一部、七一一の八十六の一部、七一一の八十七の一部、七一一の八十八の一部、七一一の八十九の一部、七一一の九十の一部、七一一の九十一の一部、七一一の九十二の一部、七一一の九十三の一部、七一一の九十四の一部、七一一の九十五の一部、七一一の九十六の一部、七一一の九十七の一部、七一一の九十八の一部、七一一の九十九の一部、七一一の百の一部	大字下神取字神取

山梨県告示第三百十一号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百条の六の四第三項の規定により、軽油引取税に係る特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成十四年七月二十五日

山梨県総合県税事務局長 入戸野 昭 芳

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
小林商事 小林尚武	山梨県中巨摩郡檜形町桃園六〇四番地	平成十四年六月三十日

公 告

落札者等の決定について  
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係るものである。  
平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 落札に係る役務の名称及び数量  
汎用コンピュータ、周辺機器等の賃貸借及びプログラム・プログラクトの使用許諾権一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
山梨県企画部情報政策課 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日  
平成十四年六月二十五日
- 四 落札者の氏名及び住所  
エヌイーシーリース株式会社西東京支店 東京都立川市錦町一丁目八番七号
- 五 落札金額  
月額千二百六万九千円
- 六 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日  
平成十四年五月十六日

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月十五日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 全国人権擁護推進協議会
  - 2 代表者の氏名 松村公二
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市中小河原一丁目十一番十二号
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、地域社会に対して、社会福祉に関する事業を行い、不特定多数のもの利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請

- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
- 平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 甲府の文化を生ず会
  - 2 代表者の氏名 河西万文
  - 3 主たる事務所の所在地 甲府市中央三丁目四番十号
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は山梨県民に対して、甲府市中心街の活性化に関する事業を行い、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

- 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。
- 平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十四年七月十一日

- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 えがおつなげ
  - 2 代表者の氏名 曾根原久司
  - 3 主たる事務所の所在地 北巨摩郡白州町横手二千九百十番地の二
  - 4 定款に記載された目的
 

この法人は、地域共生型の市民ネットワーク社会を作るために、それに必要ないろいろな社会的要素、例えば農林水産業、教育、医療福祉、地域産業、環境、文化といったものあり方を、まちづくりや、人づくりの観点から研究提案し、かつそれらが、社会の機能として実際に働くように社会の仕組みを作って運営する事業を行い、もって地域社会および日本社会に暮らす人々全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

- 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
- 平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天 野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 

東八代郡御坂町井之上字横畑八五五の二、八五五の七、八五五の八、八五五の九、八五五の一〇、八五五の一、八五五の二、八五五の三、八五五の四、八五五の一五、八五五の一六、八五五の一七、八五五の一八、八五五の一九、八五五の二〇、八五五の二一、八五五の二二、八五五の二三、八五五の二四、八五五の二五及び八五五の二六の二
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 道路 公園	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡東地域振興局石和建设部及び御坂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
 

甲府市伊勢四丁目二十二番一号 西甲府住宅株式会社 代表取締役 戸田克己

換地処分届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、桜井土地改良区理事長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十四年七月二十五日

山梨県知事 天野 建

一 地区名

桜井地区

二 換地処分をした年月日

平成十四年七月五日

三 換地処分をした土地の権利者数

八十一名

公安委員会

平成十四年度警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の実施について

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第十一条の三第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習及び同法第十一条の六第二項第一号に規定する機械警備業務管理者講習を次のとおり実施する。

平成十四年七月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 古屋 忠彦

一 警備員指導教育責任者講習

1 講習実施期日

平成十四年九月三日（火）から同月十日（火）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の六日間の午前九時から午後五時まで

2 実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山（〇五五 二二二 三三二一八）

3 受講定員

五十名

4 受講対象者

講習の実施日において次のいずれかに該当する者

(一) 最近五年間に警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

(二) 警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「検定規則」という。）第一条第二項に規定する一級の検定に合格した者

(三) 検定規則第一条第二項に規定する二級の検定に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して一年以上警備業務に従事している者

5 受講手続

(一) 提出書類

警備員指導教育責任者講習申込書 二通

写真（ ）の申込書に添付したものと同規格のもの） 一枚

4の(一)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

4の(二)に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する一級検定に係る合格証の写し

4の(三)に該当する者については、検定規則第一条第二項に規定する二級検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(二) 申込書提出先

申込人の住所地を管轄する警察署（他の都道府県の区域内に住所を有する者については、甲府警察署）

(三) 受講手数料

三万七千円（山梨県収入証紙により納付すること。）  
なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかつた場合でも還付しない。

6 受講申込書受付期間

平成十四年八月一日（木）から同月十四日（水）までの土曜日及び日曜日を除く日の午前九時から午後五時までとする。

二 機械警備業務管理者講習

1 講習実施期日

平成十四年九月十七日（火）から同月二十日（金）までの四日間の午前九時から午後五時まで

2 講習実施場所

甲府市宝一丁目六番五号 ニュー機山（〇五五 二二二 三三二一八）

3 受講定員

三十名

- 4 受講手続
  - (一) 提出書類
    - 機械警備業務管理者講習受講申込書 二通
    - 写真(一)の申込書に添付したものと同規格のもの 一枚
  - (二) 申込書提出先
    - 申込人の住所地在を管轄する警察署(他の都道府県の区域内に住所を有する者に ついては、甲府警察署)
  - (三) 受講手数料
    - 三万八千円(山梨県収入証紙により納付すること。)
    - なお、受講手数料は、申込みを取り消し、又は受講しなかった場合でも還付し ない。
- 5 受講申込書受付期間
  - 平成十四年八月二十日(火)から同月二十七日(火)までの土曜日及び日曜日を 除く日の午前九時から午後五時までとする。
- 三 講習の委託
  - 講習は、社団法人山梨県警備業協会に委託して行う。
- 四 修了証書の交付
  - 講習最終日に筆記の方法により修了審査を行い、合格者には、警備員指導教育責任 者講習修了証明書又は機械警備業務管理者講習修了証明書を交付する。
- 五 その他
  - 1 受講者が受講に当たり持参すべきもの
    - 筆記用具
  - 2 その他
    - (一) 両講習とも受付期間中であっても、定員に達した場合は、受付を締め切る。
    - (二) 講習場所における駐車場の確保が困難であるので、受講者は、公共輸送機関等 を利用すること。
    - (三) 昼食については、各自で用意すること。
  - 3 問い合わせ
    - 講習についての疑問点は、山梨県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇五 五 二三五 二二二二内線七一 五二二)に問い合わせること。

山梨県公安委員会  
委員長 古屋 忠彦

技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第 四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認められたので、同規則第九条第一項の 規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十七年七月二十四日までとする。

平成十四年七月二十五日

申請者氏名又は名称及び住所	型 式 の 概 要		検定番号
	遊技機の種類及び区分	型式名	
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	マジック ジュエル	一四〇六四九
株式会社北電子 代表取締役 小林昭子 東京都豊島区西池袋一丁目七番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	ゲッコウ ガメン	二四〇〇五七
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	ゴールド ゴールド	二四〇二八二
株式会社オリンピア 代表取 締役 石原昌幸 東京都台東区東上野二丁目一 番七号	回胴式遊技機 規則第六条第 五号(別表第 五)	ストゥコ チュウドウ	二四〇三〇四
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一)	CRスパ イダーマ	二〇〇三〇八
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一)	CRスパ イダーマ	二〇〇三〇八
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島敏博 愛知県名古屋市中川区太平通 一丁目三番地	ぱちんこ遊技 機 規則第六条第 一号イ(別表 第一)	CRスパ イダーマ	二〇〇三六八

遊技機の型式の検定  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号) 第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊

株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司	株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三〇一四番地の八	株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直綱 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直綱 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	株式会社メイシー販売 代表取締役 別所直綱 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号
ぱちんこ遊技機	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第一種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)
CRワニざんす	CRお江戸でござるM	CR・ジェット・K	CR・ジェット・K	CR・ジェット・K	CR・ジェット・K	CRパワフル球ちやん	CRドキドキシンヨン	CRドキドキシンヨン	CRドキドキシンヨン
株式会社ニューギン	株式会社ニューギン	株式会社平和	株式会社平和	株式会社平和	株式会社平和	株式会社ミスホ	株式会社メイシー販売	株式会社メイシー販売	株式会社メイシー販売
二二〇三九六	二二〇三七七	二二〇三四六	二二〇三五八	二二〇三七六	二二〇三〇六	二二〇三〇六	二二〇三二七	二二〇三二七	二二〇三二七

愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地

規則第六条第一号イ(別表第二種特別電)

動機物

ン

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番